

千葉市会計年度任用職員の給料表の適用範囲に関する規則及び千葉市
会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第38号

千葉市会計年度任用職員の給料表の適用範囲に関する規則及び千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則の一部を改正する規則

(千葉市会計年度任用職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市会計年度任用職員の給料表の適用範囲に関する規則(令和2年千葉市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び栄養士」を「、栄養士及び愛玩動物看護師」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則(令和2年千葉市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表ア中備考以外の部分を次のように改める。

ア 会計年度任用職員行政職給料表級別基準表

	職種	修学年数	職務の級	基準号給	上限号給
1	事務補助 図書整理		1級	1号給	1号給
2	徴収員(市長が別に定める者を除く。)	12年	1級	1号給	13号給
3	栄養士	15年	1級	13号給	23号給
4	看護師 保育士(市長が別に定める者を除く。)	15年	1級	13号給	28号給
5	保育士(市長が別に定める者に限る。)	15年	1級	23号給	36号給
6	相談員(市長が別に	16年	2級	1号給	9号給

	定める者を除く。） 徴収員（市長が別に 定める者に限る。） 一般事務 保育士（市長が別に 定める者に限る。） 司書				
7	心理判定員	18年	2級	46号給	52号給
8	相談員（市長が別に 定める者に限る。） 徴収員（市長が別に 定める者に限る。） 保育士（市長が別に 定める者に限る。）	16年	3級	1号給	8号給
9	臨床心理士	18年	3級	34号給	39号給

別表エ中

「

診療放射線技師	16年	2級	1号給	9号給
臨床検査技師				

を

」

「

愛玩動物看護師	15年	1級	13号給	19号給
診療放射線技師	16年	2級	1号給	9号給
臨床検査技師				

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。